

令和6年度さいたま市人事委員会第23回定例会会議結果

1 日 時 令和7年3月19日(水)
午後2時00分開会
午後4時35分閉会

2 開催場所 人事委員会室

3 出席者 委員長 白鳥 敏男
委員 田中 洋
委員 久田 富士子
(事務局)
事務局長外7名

4 欠席者 なし

5 議 事

議案第54号 令和7年度職員採用試験・選考の日程について

さいたま市職員の任用に関する規則第5条の規定に基づき、市長、消防長及び教育委員会から通知のあった「採用することを予定する職」の状況を踏まえ、令和7年度職員採用試験・選考の日程を決定した。

議案第55号 さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条及びさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例第31条の規定による協議について

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条及びさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例第31条の規定に基づき、市長から協議のあった、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則及びさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の改正について、異議がない旨を回答することを決定した。

議案第56号 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第21条の規定による協議について

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第21条の規定に基づき、市長から協議のあった、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の改正について、異議がない旨を回答することを決定した。

議案第 57号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 24 条の規定に基づく協議について

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 24 条の規定に基づき、教育委員会から協議のあった、さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の改正について、異議がない旨を回答することを決定した。

議案第 58号 さいたま市職員の任用に関する規則第 14 条の規定に基づく昇任選考の実施及びさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 19 条の規定に基づく昇格の承認について

さいたま市職員の任用に関する規則第 14 条の規定に基づき、市長、消防長、水道事業管理者、教育委員会、市議会議長、選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員及び農業委員会から提出された昇任選考願について選考を実施し、併せてさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 19 条第 1 項第 1 号及び第 4 項の規定に基づき申請のあった昇格について、承認することを決定した。

報告第 46号 転職に係る能力認定実施報告について

さいたま市職員の任用に関する規則第 14 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に基づく転職に係る能力認定の実施結果について、市長及び教育委員会から同条第 2 項の規定に基づく報告があったことについて、事務局から報告があった。

議案第 59号 給料表の適用を受けない市の職員から引き続いて職員となる者（選考により技能職から行政職へ転職する職員）の号給の決定について

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 16 条の規定に基づき、市長から申請のあった、給料表の適用を受けない市の職員から引き続いて職員となる者（選考により技能職から行政職へ転職する職員）の号給の決定について、承認することを決定した。

議案第 60号 新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 10 条第 1 項第 1 号及び第 18 条の規定に基づき、市長から申請のあった、新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について、承認することを決定した。

議案第 61号 人事交流等により新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 10 条第 1 項第 1 号及

び第18条の規定に基づき、市長から申請のあった、人事交流等により新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について、承認することを決定した。

議案第62号 人事交流等により引き続いて職員となる者の号給の決定について

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第16条の規定に基づき、市長及び教育委員会から申請のあった、人事交流等により引き続いて職員となる者の号給の決定について、承認することを決定した。

議案第63号 市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の職務の級及び号給の決定について

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第10条第2項及び第16条の規定に基づき、教育委員会から申請のあった、市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の職務の級及び号給の決定について、承認することを決定した。